

平成30年7月4日

◎加藤委員長 ただいまから、産業振興土木委員会を開会いたします。（13時2分開会）

本日の委員会は「委員長報告の取りまとめについて」であります。

お諮りします。

委員長報告の文案については、お手元に配付してありますので、この内容の検討をお願いいたします。

文案を書記に朗読させます。

◎書紀 産業振興土木委員会が付託を受けた案件について、その審査の経過並びに結果を御報告いたします。

当委員会は、執行部関係者の出席を求め、慎重に審査いたしました結果、第1号議案、第4号議案、第9号議案、第11号議案から第18号議案、報第1号議案、以上12件については、全会一致をもって、いずれも可決または承認すべきものと決しました。

また、第1号議案については修正案が提出され、採決の結果、賛成少数で否決されました。引き続き、原案について採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

次に、請願について申し上げます。

請第1号「都市計画道路はりまや町一宮線の未着工区間の工事再開の延期の請願について」は、採決の結果、賛成少数をもって、不採択にすべきものと決しました。

以下、審査の過程において論議された主な事項について、その概要を申し上げます。

初めに、産業振興推進部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち「外商拠点設置事業費補助金」について、執行部から、中部地区における外商活動を強化するため、県内地域商社が出店する、複合アンテナショップ内の店舗を高知県の外商拠点となるショップとして位置づけ、当該店舗を活用した外商活動の展開に向けて、初期投資の一部を支援する経費である、との説明がありました。

委員から、県としては初期投資の補助だけで、それ以降の売上げ状況による赤字補填などは行わない、ということではいか、との質疑がありました。

執行部からは、初期投資への補助のみであり、その後のランニングコストへの負担は考えていない、との答弁がありました。

別の委員から、補助先となる県内地域商社はどのような経緯で決まったのか、との質疑がありました。

執行部からは、自社の商品だけではなく、他の事業者の商品も扱って商社的な活動をしている、県内の7社に声かけを行い、結果的に1社が応じたものである、との答弁がありました。

次に、観光振興部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち「観光拠点等整備事業費補助金」について、執行部から、来年2月から開始する自然・体験型観光キャンペーンに向けて、自然・体験型観光資源の磨き上げを通じて、新たな経済効果を生み出す新資源の創出、自然を生かして外貨を稼ぐことができるよう、補助メニューを拡充し、市町村などの取り組みを支援するための経費である、との説明がありました。

委員から、自然景観等の整備においては、地域の方でないとわからないビュースポットもあると思うので、説明会では、民間事業者だけではなく、地域の方の声を吸い上げるような運営を行ってほしい。市町村によって温度差や取り組みにばらつきもあるかもしれないので、県の計画を正しく理解をしてもらったうえで進めてほしい、との意見がありました。

別の委員から、自然・体験型観光キャンペーンとして、来年2月からさまざまな取り組みを行っていくということであるが、東京オリンピック・パラリンピックを一つの区切りにするのか、それともその後も引き続き行っていくのか、との質疑がありました。

執行部からは、歴史・食・自然が本県の観光の3本柱であると考えている。食・歴史に関してこれまで順次磨き上げを加えながら旅行商品として売り出してきており、三つ目の柱である「自然」を生かすため、県内各地の自然景観や体験型観光資源の磨き上げをより強化、一過性で終わるのではなく、地力としてしっかりと定着させていくことを目指して取り組んでいく。自然・体験型観光キャンペーンはおおむね2年間を想定しているが、その後も、歴史・食・自然を組み合わせながら、県外からの誘客に努めていく、との答弁がありました。

次に、土木部についてであります。

第1号「平成30年度高知県一般会計補正予算」のうち「都市計画街路事業費」について、執行部から、都市計画道路はりまや町一宮線はりまや工区については、歩行者の安全対策と渋滞の解消は急務であると考え、工事を再開して、歩道の拡幅と、4車線整備を進めることを決断したものである、との説明がありました。

委員から、平成28年の調査で横堀公園西側の干潟に確認できたシオマネキは1個体のみとのことだが、ここに移しても定着しないのではないかと。工事着手前に環境アセスメントを行って県民の意見を聞くのか、との質疑がありました。

執行部からは、環境調査を行って、生物への負荷を軽減する方法について専門家の意見を聞き、環境部門と協議をしながら進めたい。まちづくり協議会に調査結果を報告するとともに、干潟や水面の創出についてアドバイスをいただきたい、との答弁がありました。

さらに委員から、設計後に県民やまちづくり協議会の意見を聞いて、改めて工事再開について判断するのか。そうでなければ何のために意見を聞くのか、との質疑がありました。

執行部からは、歩行者の安全確保は急務と考え、歩道の拡幅と4車線化を行うために、

工事を再開するという判断に至った。さらに、希少動植物に、より配慮するために、専門家やまちづくり協議会の意見を聞くものである、との答弁がありました。

さらに委員から、子供の安全を強調されたが、道路幅を広くすることで車のスピードが上がって、事故発生率は高くなる。子供たちのためにも、スクールゾーンにできないか、との質疑がありました。

執行部からは、スクールゾーンにした場合、南北交通のボトルネックが解消されず、交通が他の路線に流入し、別のところで渋滞など新たな問題を引き起こすので、好ましくないと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、横堀公園の西側を広げても日が当たらないので、シオマネキの生息に不適ではないか。専門家の指摘に真摯に耳を傾けて、工事の再開は延期してはどうか、との質疑がありました。

執行部からは、平成13年から環境調査をお願いしている専門家の方は、シオマネキについては日本の第一人者と考えており、新堀川に精通している。今回県が判断をするに当たっては、その専門家の意見を尊重している、との答弁がありました。

さらに委員から、四半世紀前の4車線化ありきの道路計画を今やるべきではないと考えるが、その流れをどう考えているのか、との質疑がありました。

執行部からは、都市計画事業は長期的な視点に立って計画しており、完成には時間がかかる。交通量は、現在も4車線化を必要とする基準を超えており、将来推計でもこの基準交通量を上回るなど、道路の必要性は今なお変わっていないと考えている、との答弁がありました。

別の委員から、工事再開に向けての説明はよく理解できた。議論を尽くしている、努力はされたと感じる。全員賛成とはいかないが、やむを得ないことだと判断しており、頑張ってもらいたい、との意見がありました。

別の委員から、高知市より、子供たちの安心・安全及び南北交通のスムーズな流れのため、早期の整備が必要である、今回の計画は環境・歴史の面で配慮がなされた計画である、との意見がある。地元自治体が進めてもらいたいという思いを持っているので、県としても工事再開を目指して取り組んでもらいたい、との意見がありました。

次に、第12号「浦戸湾東部流域下水道高須浄化センターの建設工事委託に関する協定の締結の追認に関する議案」ほか6件の追認に関する議案について、執行部から、本来であれば、協定の締結に当たり議会の議決が必要なものであったが、議決の対象外と誤認し、議決を受けないまま工事を施行したものであり、これらの追認の議決を求めようとするものである、との説明がありました。

産業振興土木委員会として、執行部に対し、今回の件は議会軽視と言われても仕方のないことであるので、十分に反省するとともに、二度とこのようなことを起こさないことを

肝に銘じて取り組むよう、要請を行いました。

次に、報告事項についてであります。

中山間振興・交通部についてであります。

「とさでん交通」の取り組み状況等について、執行部から説明があり、委員から、バス運転手のサービスやマナーにばらつきがあるように感じるが、どのように取り組んでいるか、との質問がありました。

執行部からは、とさでん交通を設立したときに接遇センターを設置し、大手航空会社のOBをセンター長に招いて、接遇の向上に取り組んでいる。県への苦情の電話も以前に比べてほとんどなくなった、との答弁がありました。

さらに委員から、運転手の給与水準が低く、生活面に心配があるという声も聞くが、給与の改善はどのような状況か、との質問がありました。

執行部からは、雇用の確保や優秀な社員の流出を防ぐ観点から、若年層を中心に給与の改善も行っており、とさでん交通も危機感を持って対応している、との答弁がありました。

以上をもって、産業振興土木委員長報告を終わります。

◎加藤委員長 それでは、御意見をどうぞ。

小休にいたします。

( 小 休 )

◎ はい。いいです。

◎ 9ページの、その「次に」以降ですけれど。ちょっと、執行部の説明があつて、ほんであるとはもう十分に反省するとともに、二度とこのようなことを起こさないようにいうたら、全然議論がなかったように見えるんですけどね。一定やっぱりやりとりはしちゅうんで。その詳細を書かなくても、例えばこんな指摘があつたとか、いうのはちょっと入れちよいたほうがええんじゃないですか。何かこう、これだけ見ると、全然この議論がないまま、とにかく副委員長のあれで締めくくったみたいな感じに見えるんで。議論は一応しちゅうということを多少。もうそこは任せますんで。そんなに大きく割かんでもええとは思いますが。

◎ はい、よろしいですかね。

◎加藤委員長 それでは正場に復します。

ただいま協議いただきました文案により、本会議での委員長報告を行うことといたします。

なお、今御提案をいただいた内容を含めて、細部の文案の調整は正副委員長一任でよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたします。

《閉会中の継続審査》

◎加藤委員長 次に、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

お諮りいたします。

当委員会は、閉会中も継続して審査並びに調査を行いたいので、お手元に配付してある案のとおり申し出ることにより御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

《その他》

◎加藤委員長 以上で日程は全て終了いたしました。閉会の前に皆さんに2点お諮りしたいことがございます。

まず1点目としては、「出先機関調査の取りまとめの委員会」を、7月26日、27日、できればこの両日で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

小休にいたします。

(小休)

— 日程について協議 —

◎加藤委員長 それでは正場に復します。

7月26日、13時から開催したいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、取りまとめ項目については、正副委員長一任とさせていただきます。

次に、委員会の県外調査の候補地について、書記に説明させます。

(書記説明)

◎加藤委員長 それではこのことについて協議したいと思います。

御意見をどうぞ

小休にいたします。

(小休)

— 県外調査候補地について協議 —

◎加藤委員長 それでは、正場に復します。

調査先につきましては、北海道・青森方面。調査日程につきましては、9月5日から9月7日までと決定いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(異議なし)

◎加藤委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、細部については、正副委員長に一任をお願いいたします。

以上をもって、日程は全て終了いたしました。

これで、委員会を閉会いたします。

(13時38分閉会)